

「半島税制」で、 お得に設備投資！

税負担
軽減

法人税・固定資産税などの軽減のチャンス！

法人税・所得税の軽減（国税）

対象業種の事業者が対象設備の取得、
建設等を行った場合、**5年間**、割増償却
（減価償却の特例）できます。

固定資産税などの軽減（地方税）

対象業種の事業者が対象設備の取得、
建築等を行った場合、**事業税、不動産取得税、固定資産税**の税率が優遇されます。

幅広い
対象

対象
地域

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、
志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、**能登町**

対象
業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等（注1）

取得、建設、改修などに適用

対象
設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物（注2）



（注1）「農林水産物等販売業」：半島地域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業（例：農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業 等）

「情報サービス業等」：情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業 等

（注2）各地域ごとに税制の適用対象業種・設備が定められています。詳しくは能登町企画財政課にお問い合わせください。

最小で500万円の設備投資から利用可能！

製造業と旅館業は事業者の資本金の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等は資本金の規模に関わらず**最小で500万円の設備投資から**利用可能。

優遇期間は最長5年間！

国税の優遇（割増償却）は5年間、地方税の優遇（不均一課税）は、事業税・固定資産税は3年間優遇。不動産取得税は、課税時に優遇。



中小
企業応援

■ 国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る取得等		機械・装置、建物・附属 設備、構築物に係る新增設
取得 価額 ※ 1	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上※2		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

※1 補助金を活用して設備を取得等した場合には、当該補助金の額を差し引いた金額となります。

※2 農林水産物等販売業及び情報サービス業等については、事業者の資本金が5,000万円を超える場合、新增設に係る取得等が対象。

■ 事業税・不動産取得税・固定資産税の不均一課税の対象業種等の要件

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
要件		青色申告事業者であること		
取得 価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業※1 情報サービス業等	500万円以上※2		
適用 期間 及 び 税 率	事業税 (右記は石川県の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間 ・ 新增設部分に係る事業税額の10分の1を事業税額として課税します 		
	不動産取得税 (右記は石川県の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産取得税課税時 ・ 建物およびその敷地のうち直接事業の用に供する部分に相当する不動産取得税額の10分の1を不動産取得税額として課税します 		
	固定資産税 (右記は能登町の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間 ・ 初年度：100分の0.01 第2年度：100分の0.35 第3年度：100分の0.7 		

※1 農林水産物等販売業にあつては、半島地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限り、ます。

※2 補助金を活用して設備を取得等した場合には、当該補助金の額を差し引いた金額が対象となります。

詳しい制度の内容がわかる動画を公開中！！

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=F6VQAc211Mc>



半島税制に関するお問い合わせ先

国税優遇措置

お近くの税務署、国税庁タックスアンサー
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>)

地方税優遇措置

事業税：金沢県税事務所 課税課 (TEL:076-263-8832)
不動産取得税(宝達志水町以北)：中能登総合事務所 税務課 (TEL:0767-52-6112)
固定資産税：能登町税務課 (TEL:0768-62-8518)

半島振興全般

能登町企画財政課 (TEL:0768-62-8535)

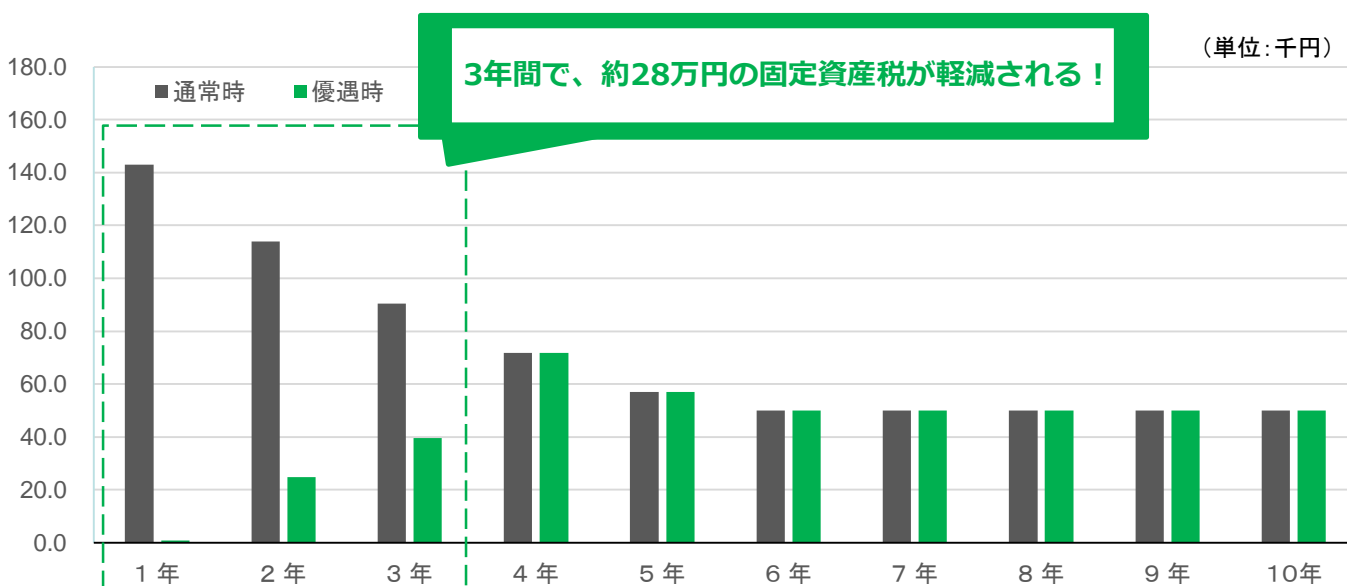
地方税の優遇措置および割増償却の効果について

能登町内で、対象業種の事業者が対象設備の取得、建設、改修等を行った場合、**地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の優遇措置および5年間の割増償却**を行うことができます。税の優遇措置等を受けることで、適用期間中の税負担が軽減され、より多くの資金を手元に確保することができます。

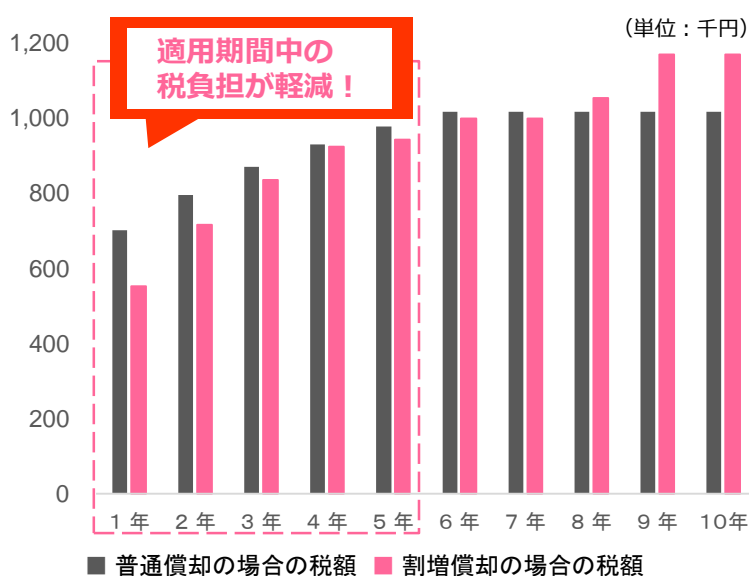
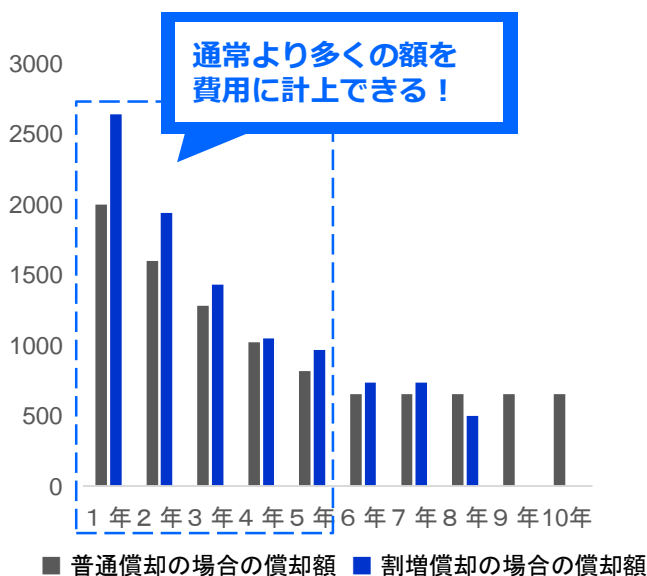
○ 具体例（下記のケース）

- ・ 償却前の課税所得額は1,000万円
- ・ 取得価額1,000万円、法定耐用年数10年の機械を定率法により償却

■ 税の優遇措置を受けた場合のイメージ（固定資産税額の場合）



■ 割増償却を行った場合の減価償却額と法人税額のイメージ



「半島税制」ご利用の手続き

国税（5年間の割増償却）に関する手続き

国税の優遇措置の適用を受けるためには、町から租税特別措置法の適用の前提である「能登町産業振興促進計画」に適合している旨の確認を受け、税務署に必要書類を提出する必要があります。

確認申請書の提出

適合性の確認

税務署へ提出

優遇措置の適用



確認申請書に必要事項を記入し、能登町企画財政課に提出。（様式は町が発行）



確認申請書の内容が、「能登町産業振興促進計画」に適合しているかを町が確認。



町が計画に適合している旨確認したことを証する書類及び税務申告書類を税務署に提出。



地方税（事業税・不動産取得税・固定資産税）の不均一課税に関する手続き

地方税の優遇措置の適用を受けるためには、県または町に不均一課税を申請する必要があります。詳しくは、下記の各窓口にお問い合わせください。

地方税に関するお問い合わせ先

事業税：金沢県税事務所 課税課
(TEL：076-263-8832)

不動産取得税：中能登総合事務所 税務課
(TEL：0767-52-6112)

固定資産税：能登町 税務課
(TEL：0768-62-8518)